

令和 7 年 8 月 8 日
役場 3 階 委員会室

議 事 録

添田町農業委員会

令和7年8月8日添田町農業委員会議事録

日 時 令和7年8月8日（金） 午後1時30分

場 所 添田町役場 3階 委員会室

招集者 添田町農業委員会会長 鶴 我 國 晴

議 事

第1 議事録署名委員の指名

9番 高瀬 千束 10番 尾形 吉則

第2 議 案

議案第13号 農用地利用集積等促進計画について

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・
売買許可申請承認について

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・
贈与許可申請承認について

出席委員（9名）

1番 鶴 我 國 晴	2番 宮 崎 和 博
4番 森 秋 義	5番 堀 由 香 利
6番 照 瀬 保 道	7番 岡 崎 雄 一
8番 内 野 恭 一	9番 高 瀬 千 束
10番 尾 形 吉 則	

欠席委員 なし

出席推進委員（7名）

藤 岡 宏 康	入 口 富 士 男
黒 崎 延 和	鎌 田 英 彦
宮 岡 雅 夫	鈴 見 敏 憲
小 畑 眞 二	

出席職員（3名）

農業委員会事務局長 岩 崎 竜 己
係長 加 藤 光 彦
主査 村 上 麻 衣

(午後 1 時 30 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。
それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副会長 只今から、令和 7 年度 8 月期の総会を開会します。
会長、議長役をお願いします。

議長 それでは、定例会議を始めます。
本日は、全員出席です。今回の議事録署名委員は、9 番高瀬委員 ・ 10 番尾形委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議長 それでは審議に入ります。
議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画について」を審議します。
事務局説明をしてください。

事務局 議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画について」をご説明させていただきます。説明資料は、1 ページから 4 ページになります。資料 2 ページをご覧ください。今回の設定面積は、3,009 m²で、そのうち 2,296 m²が新規設定となっております。この結果、利用権設定面積は 1,336,700 m²となります。また、3 ページに記載しておりますとおり、出し手は 2 名、受け手が 2 名となっております。では、4 ページをご覧ください。今回の受け手 2 名については、常時従事要件等の要件をすべて満たしている状況です。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

特に意見がないようですので、これで審議を終わります。それでは、議案第 13 号について採決を行います。承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、よって、議案第 13 号は、申請のとおり許可しま

す。

次に議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売買許可申請承認について」を議題とします。事務局、説明してください。

事務局 議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売買許可申請承認について」をご説明いたします。資料 5 ページと図面 1 ページをご覧ください。土地の所在は、下落合地区中村橋付近になります。

申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり管理が出来ないため、隣接者の譲受人に売買することで話がまとまったため、今回の申請となっております。この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である森委員、現地の説明をお願いします。

森委員 申請地の場所は、こちらになります（図説）。
以上です。

議長 森委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。
それでは、議案第 14 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、よって、議案第 14 号は、申請のとおり許可します。

次に議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」を議題とします。事務局、説明してください。

事務局 議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」をご説明いたします。資料 6 ページと図面 2 ページをご覧ください。土地の所在は、新城地区になります。申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり管理が出来ないため、譲受人に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請となっております。この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に

は、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である尾形委員、
現地の説明をお願いします。

尾形委員 それでは説明させていただきます。場所はこちらになります（図説）。以上で説明を終わります。

議 長 尾形委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 それでは、議案第 15 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

挙手多数ですのでこの議案を承認します。

これで議案の審議は終了します。

以上で、本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議 長 つづきまして、報告事項に入ります。
非農地証明願が 3 件と合意解約の通知が出ております。
それでは、非農地証明願番号 1 について事務局説明してください。

事 務 局 非農地証明願番号 1 をご説明します。資料 7 ページと図面 3 ページと 4 ページをご覧ください。土地の所在は、大字庄岩瀬橋付近になります。現地につきましては、7 月 30 日に照瀬委員長、尾形委員、小畑委員と事務局で現地調査を行っております。申請理由は、土地の整理をしていたところ、地目が畑となっていることが判明し、25 年ほど前に、農地法の手続きをせずに、亡父が宅地を建築し、現在に至っているため、現況に合わせて地目変更を行いたいとのことです。
説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります小畑委員説明をお願いします。

小畑委員 それでは図面をご覧ください（図説）。現地を確認いたしました。写真のとおり、農地には戻せる状況ではありませんでした。以上で

す。

議長 では、農地特別委員会照瀬委員長より説明をお願いします。

照瀬委員 ただ今、小畑委員よりご説明がありましたとおり、現状はもう農地に戻せる状況にありませんので、非農地として証明することは妥当だと考えます。以上です。

議長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いします。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。

それでは、非農地証明願番号1について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。続きまして、非農地証明願番号2を事務局説明してください。

事務局 非農地証明願番号2をご説明します。資料7ページと図面5～8ページをご覧ください。土地の所在は、大字津野後地区になります。現地につきましては、7月30日、31日に宮崎副会長、照瀬委員長、高瀬委員と事務局で現地調査を行っております。

申請理由は、昔、祖父が農地法の手続きを知らずに杉を植林し、現在に至っており、今後農地に復することは困難であり、現況に合わせて地目変更するためとなっております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります高瀬委員説明をお願いします。

高瀬委員 それでは図面をご覧ください（図説）。現地を確認いたしましたが、道路の一部や雑木林となっており、農地には戻せる状況ではありませんでした。以上です。

議長 高瀬委員からの報告が終わりました。では、農地特別委員会照瀬委員長より説明をお願いします。

照瀬委員 ただ今、高瀬委員よりご説明がありましたとおり、現状は道路の一部や雑木が繁茂し森の一部となっており、農地に戻せる状況にありませんので、非農地として証明することは妥当だと考えます。以上です。

議長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いします。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。
それでは、非農地証明願番号2について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。
続きまして、非農地証明願番号3を事務局説明してください。

事務局 事務局より、非農地証明願番号3をご説明します。資料8ページと
図面9～12ページをご覧ください。土地の所在は、英彦山別所駐
車場付近 になります。現地につきましては、7月30日、31日
に照瀬委員長、藤岡委員と、入口委員と、事務局で現地調査を行っ
ております。申請理由は、昭和60年に相続、昭和54年に贈与を
受けたが、今まで耕作をしておらず、現在は雑木類が繁茂し、森林
の状態になっている。今回、売買により所有権移転をするため、調
査したところ、農地であることが判明したため、現況に合わせて地
目変更をしたいとのことです。以上で説明を終わります。ご審議の
程、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります藤岡委員説明を
お願いします。

藤岡委員 では、説明いたします。場所はこちらです（図説）。現地は、写真の
とおり木が茂っている状況です。

議長 藤岡委員からの報告が終わりました。では、農地特別委員会照瀬委
員長より説明をお願いします。

照瀬委員 ただ今、藤岡委員よりご説明がありましたとおり、現状は雑木が生
い茂りとても農地に戻せる状況にありませんので、非農地として証
明することは妥当だと考えます。以上です。

議長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いしま
す。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。
それでは、非農地証明願 番号3について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。
続きまして、合意解約の通知を事務局説明してください。

事務局 農地法第18条の規定による合意解約の通知が届いておりますので、報告いたします。資料9ページをご覧ください。

先程の議案第15号で審議した土地になりますが、申請のために一度解約し、手続き完了後に譲受人と新たに賃貸借を結ぶ必要があるため、合意解約するものです。以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？ないようですので、以上で報告事項を終わります。

◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議長 次に、各委員さんからの報告、連絡事項に入ります。私からは特にありません。宮崎副会長は何かありますか。

副会長 特にありません。

議長 農地特別委員会の照瀬委員長は何かありますか。

照瀬委員 特にありません。

議長 農政特別委員会の内野委員長は何かありますか。

内野委員 特にありません。

議長 ありがとうございました。他の委員さんは何かありませんか。特にないので、続いて事務局の方から連絡事項について説明してください。

◎事務局連絡事項

事務局 令和7年9月期の定例総会を、9月10日水曜日13時30分からオークホール1階研修室で開催を予定しております。なお、各種申請の受付は、8月25日金曜日を締め切りとしますので、いつものように申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせてもらおうと思いますので、ご対応のほどよろしくお願い致します。

次に、田川支部管内農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、10月28日（火曜日）9時30分～11時20分の予定で行われます。当日は、バスを借り上げて参加を予定しています。また同日、研修会後に農業委員会視察研修を計画しています。今年度の視察研修は、日帰りです。場所は京築方面を予定しており、帰町時刻は17:00で計画しています。集合時間等の詳細は、来月の総会でお知らせ致します。研修会の欠席につきましては、研修施設へ事前に参加人

数を報告する必要があるため、欠席される方は、早めに事務局までご連絡をお願いします。

最後に、稲刈り時期になりますので、各地区での安全旗の設置をお願いいたします。連絡事項は以上です。

議 長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませんか。ないようですので、宮崎副会長閉会のことばをお願いいたします。

◎閉 会
副 会 長 これをもちまして、令和7年8月期の定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後 1 時 50 分)